

第235回埼玉県都市計画審議会

平成30年6月12日午後2時00分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより第235回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。申し遅れましたが、私、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課副課長の石川と申します。よろしく願いいたします。

初めに、委員の出席状況について御報告いたします。現在20名の出席をいただきまして、2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで資料の確認をさせていただきます。事前に送らせていただきました資料、「配付資料一覧表」A4、1枚でございます。「議案概要一覧表」こちらもA4、1枚でございます。「議案書」冊子になっているものでございます。「資料1」、「資料2」A4のホチキスどめでございます。「参考資料1、2、3」それぞれA4ホチキスどめになってございます。加えて、本日机の上に配付させていただきました「次第」、「座席表」、「委員名簿」それぞれA4、1枚でございます。以上でございますが、不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今年度最初の都市計画審議会でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、当審議会の会長であり埼玉大学大学院教授の久保田尚様でございます。

○久保田委員 よろしく願いします。

○事務局 続きまして、埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定する学識経験者といたしまして、弁護士の設楽あづさ様でございます。

○設楽委員 よろしく願いいたします。

○事務局 獨協大学教授の黒川文子様でございます。

○黒川委員 よろしく願いいたします。

○事務局 東京大学大学院准教授の村山顕人様でございます。

○村山委員 よろしく願いします。

○事務局 埼玉県農業会議副会長の永瀬隆弘様でございます。

○永瀬委員 よろしく願いします。

○事務局 川越商工会議所会頭の立原雅夫様でございます。

○立原委員 よろしく願いします。

○事務局 早稲田大学准教授の大島隆代様でございます。

- 大島委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 次に、同第2号に規定する関係行政機関の職員といたしまして、関東農政局長の浅川京子様でございます。
- 飯島代理 代理の飯島でございます。お願ひいたします。
- 事務局 関東運輸局長の河田守弘様でございます。
- 泰間代理 代理の泰間と申します。よろしくお願ひします。
- 事務局 関東地方整備局長の泊宏様でございます。
- 大儀代理 代理の大儀でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 事務局 続きまして、同第4号に規定する埼玉県議会の議員といたしまして、白土幸仁様でございます。
- 白土委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 須賀敬史様でございます。
- 須賀委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 神尾高善様でございます。
- 神尾委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 田村琢実様でございます。
- 田村委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 木下高志様でございます。
- 木下委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 田並尚明様でございます。
- 田並委員 お願ひします。
- 事務局 権守幸男様でございます。
- 権守委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 醍醐清様でございます。
- 醍醐委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 次に、同第5号に規定する市町村議会の議長の代表といたしまして、熊谷市議会議長の松本富男様でございます。
- 松本委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 東秩父村議会議長の松澤公一様でございます。
- 松澤委員 よろしくお願ひします。
- 事務局 続きまして、同条例第3条第2項に規定する専門委員といたしまして、埼玉県住宅供給公社理事長の前田一彦様でございます。
- 前田委員 よろしくお願ひします。

○事務局 なお、本日は出席いただいておりますが、市町村長の代表といたしまして嵐山町長の岩澤勝様、また臨時委員として関東財務局長の浅野僚也様、関東経済産業局長の後藤収様に御就任いただいております。どうぞよろしくお願いたします。

ここで幹事を代表いたしまして、野川都市整備部長から御挨拶申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 皆さん、こんにちは。都市整備部長の野川でございます。今年度最初の都市計画審議会でございますので、幹事を代表いたしまして一言御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には日頃から埼玉県都市計画行政の推進に御支援、御協力を賜り、誠にありがとうございます。本審議会、昭和44年に設置されまして、これまで234回の開催で、5,206件の案件を御審議いただいております。おかげをもちまして、県内各地域におきまして都市計画やまちづくりが順調に進んでおります。改めて感謝する次第でございます。

現在人口減少、超高齢社会の到来の中で、自然災害に対する防災、減災の取り組みであるとか、高速道路ネットワークを活用した産業基盤づくりの推進、それから都市再生特別措置法の改正に盛り込まれました立地適正化計画に基づきますコンパクトシティを目指す取組など、都市をめぐる社会情勢の変化への的確な対応が求められております。このような中にございまして、県といたしましては引き続き安心安全を備えた魅力と活力あるまちづくりに取り組んでまいり所存でございます。委員の皆様には引き続き御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

本日は御審議のほどよろしくお願申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

ここで、議事に入ります前に、マイクの使用方法について御説明させていただきます。テーブルの上にマイクがございます。マイクスタンドの下の方に水色のランプがついていると思いますが、その下のグレーのところを発言の際には押していただきたいと思っております。そうしますと、ランプが赤に変わりますので、その状態での発言をお願いいたします。

なお、発言が終わりましたら、恐縮でございますが、もう一度押していただいて、また水色のランプにしていきたいと思っております。また、マイクはお二人に1台ということになっておりますので、発言の際には申しわけありませんが、首を振っていただいて、御自身のほうに向けていただいて発言をお願いしたいと思います。お手数ですが、よろしくお願いたします。

それでは、この後は本審議会条例第5条第1項の規定により、久保田会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。

それでは、会長、よろしくお願いたします。

○議長（久保田） 本日もどうぞよろしくお願申し上げます。皆様の御協力をいただきまして、審議は慎重かつ効率的に進めたいと思っておりますので、よろしくお願申し上げます。

まず、会議録の署名委員を本審議会運営規則第5条第2項の規定によりまして私から指名させて

いただきます。本日は、永瀬委員さんと、田村委員さんをお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づきまして原則公開となっております。私としては、本日は非公開にすべきと思う案件はございませんが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、本日は公開とさせていただきます。

傍聴を御希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 いらっしゃいます。

○議長（久保田） では、入場をお願いいたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（久保田） 傍聴の皆様は御注意を申し上げます。

先ほど事務局より傍聴要領をお配りしたと思いますけれども、それをよくお読みいただいて、遵守していただきたいと思います。万一傍聴要領に反することがございましたら退場していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第235回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第にございますように、都市計画法に係る6議案について御審議をお願いするということになっております。

まず、議第5207号「坂戸都市計画区域区分の変更について」、第5208号「坂戸都市計画下水道の変更について」、これらは関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

まず、幹事からの説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 埼玉県都市整備部都市計画課長の山科でございます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

まず、議案の説明に入る前に、今回御審議いただく議案のうち区域区分制度について御説明いたします。前方のスクリーンを御覧ください。初めに、都市計画の体系でございます。埼玉県では、都市計画を定める上での基本指針として、昨年度御説明させていただいた「まちづくり埼玉プラン」がございます。このプランを踏まえ、県内40の都市計画区域それぞれに法に基づく「整備、開発及び保全の方針」を定めております。個々の都市計画は、この方針に則して定めることになっております。本日御審議いただく区域区分は、広域の見地から県が定める都市計画でございます。

続きまして、区域区分制度の概要でございます。区域区分とは、いわゆる「線引き」といわれ、計画的に市街化を図るべき市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域との区分を定めるものでございまして、都市計画の根幹をなすものでございます。埼玉県では、県内に40ある都市計画区域のうちオレンジ色で着色された34の都市計画区域において区域区分を定めております。昭和45年

に当初の区域区分を行った後、人口の見通しや社会経済情勢の変化を踏まえて、計画的に区域区分の見直しを行ってきております。これから御審議いただく議第5207号の議案につきましては、区域区分が定められた都市計画区域において市街化調整区域から市街化区域に区域区分を変更するものでございます。

それでは、議第5207号及び5208号、坂戸都市計画に関する2議案につきまして一括して御説明いたします。議案書は5ページから21ページでございますが、引き続き前方のスクリーンを御覧ください。坂戸都市計画は、坂戸市、鶴ヶ島市の全域から成り、都心からおおむね45kmに位置しております。まず、議第5207号につきましては、坂戸都市計画区域のうち鶴ヶ島市圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区について市街化区域へ編入するものでございます。

赤のハッチで囲われた圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区は、東武東上線の鶴ヶ島駅から南西に約5km、JR川越線の笠幡駅から北西へ約2kmに位置し、圏央道圏央鶴ヶ島インターチェンジに近接する約39.7haの地区でございます。

続いて、地区の状況でございます。本地区は、赤で囲まれた区域でございます。埼玉県農業大学の跡地全体となります。農業大学につきましては、平成27年に熊谷市に移転しており、現在は建物などは撤去され、更地となっております。また、地区の北西側には青色で示した既定の市街化区域が隣接してございます。このたび土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実にとなったことから、市街化区域に編入するものでございます。

次に、土地利用計画でございます。本地区は、交通の利便性の高さを生かし、工業系の土地利用を図る計画で、土地区画整理事業により道路等の都市基盤を整備するものでございます。

次に、区域区分の計画書でございます。表の下段の備考欄にございますように、今回の地区面積約39.7haを市街化区域に編入することに伴い、坂戸都市計画の市街化区域の面積が約1,876haから約1,915haとなります。

続きまして、議第5208号「坂戸都市計画下水道の変更」につきまして御説明いたします。本来下水道の都市計画は市町村が定めるものでございますが、本都市計画下水道は一部事務組合が公共下水道事業を実施し、2つ以上の市町村の区域にわたるもののため、県が都市計画決定をするものでございます。

今回の変更は、圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区の市街化区域の編入に伴う排水区域の拡大、それと雨水幹線の終点位置の変更及び表示の削除、富士見ポンプ場の廃止を行うものでございます。

初めに、排水区域についてでございます。市街化区域に編入する圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区において、土地区画整理事業と併せて下水道整備を行うため、39.7haの拡大を行うものでございます。この整備区域として追加することにより、坂戸都市計画下水道の汚水と雨水の排水区域を約1,831haから1,870haに変更するものでございます。

次に、富士見ポンプ場の廃止でございます。富士見ポンプ場は、昭和51年9月から汚水をこの中

継場でポンプアップし、流下させておりましたが、下水道の管渠を深い位置に設置したことにより自然流下が可能となり、ポンプ場が必要なくなりました。そのため、ポンプ場を廃止するものでございます。

最後に、雨水幹線終点位置の変更及び表示の削除についてでございます。都市計画運用指針により都市計画決定すべき主要な管渠の範囲が緩和されたため、下水道管渠の排水区域の面積が1,000ha以下の管渠について表示を削除するものでございます。排水区域の面積が1,000ha以下であります飯盛川第1幹線、第2幹線及び大谷川雨水第2幹線については、表示を削除いたします。また、大谷川雨水第1幹線は、終点を変更いたします。この終点の上流は、排水区域の面積が1,000ha以下となるため、表示を削除するものでございます。

以上、説明いたしました2議案につきまして都市計画法の規定に基づき2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、区域区分の変更については都市計画区域を構成する坂戸市、鶴ヶ島市、下水道の変更につきましては都市計画区域を構成する坂戸市、鶴ヶ島市及び関係する川越市に対して意見照会をいたしましたところ、賛成との意見をいただいております。

以上で説明を終わりにさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5207号及び議第5208号の2議案につきまして一括して採決させていただきます。

議第5207号及び議第5208号の2議案につきまして、原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5209号「川越都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事から議題の説明をお願いします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5209号「川越都市計画道路の変更について」御説明いたします。

議案書は23ページから35ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。川越都市計画区域は、川越市、日高市、川島町の全域から成り、埼玉県のほぼ中央部にあり、都心から約40kmに位置しております。今回変更いたします路線は、川越市内の2路線でございます。なお、これら2路線は、県が平成25年6月に策定した都市計画道路の検証・見直し指針に基づき行った一斉見直し

に関連する変更でございます。

まず、3・5・17号笠幡小仙波線についてでございます。本路線は、川越市大字笠幡を起点とし、国道16号との交差部を終点とする延長約1万440m、代表幅員15mの都市計画道路であり、県道川越日高線と重複しております。今回都市計画を変更する区間は、図の中央左の赤い丸で示した箇所でございます。今回の変更に伴い、延長を約1万490mへ変更し、併せて車線数を2車線に決定いたします。

具体的な変更内容につきまして、変更箇所を拡大して御説明いたします。現在の都市計画道路は、黄色い線で示している線形で計画決定されております。今回は、既に幹線道路として機能を果たしている県道川越日高線の現道に重複するよう赤色で示したルートに変更を行うものでございます。これは、効率的な整備の推進や現況の土地利用を踏まえ、現道を最大限に活用した線形に変更する内容となっております。

次に、3・5・19号川越上尾線についてでございます。本路線は、川越市宮下町を起点とし、川越市大字中老袋を終点といたします延長約4,480m、代表幅員12mの都市計画道路であり、県道川越上尾線と重複しております。変更する区間は、赤い丸で示した2カ所でございます。今回の変更に伴い、延長を約4,510mに変更し、併せて車線数を2車線に決定いたします。

具体的な変更内容について、変更箇所を拡大して説明いたします。まず、西側の区間でございます。現状の都市計画道路は、黄色い線で示している線形で計画決定されております。今回は、既に幹線道路として機能を果たしている県道川越上尾線に重複するよう赤色で示したルートに変更を行うものでございます。これは、効率的な整備の推進や現況の土地利用を踏まえ、現道を最大限に活用した線形に変更する内容となっております。

次に、東側区間についてでございます。これも先ほどと同様、現在の都市計画道路は黄色い線で示している線形で計画決定されているものを県道川越上尾線の現道に重複するよう赤色で示したルートに変更を行うものでございます。

以上、御説明いたしました変更につきまして都市計画法の規定に基づき2週間案を縦覧に供しましたところ、3通の意見書の提出がございました。意見書の要旨と県の見解は資料1、意見書の写しは参考資料1にまとめてございますので、前方のスクリーンと併せて御覧ください。

今回提出された意見につきましては、笠幡小仙波線に対する意見と県道川越上尾線に対する意見に分類し、12の要旨にまとめさせていただきました。まず、笠幡小仙波線に対する意見でございます。要旨1といたしましては、現道を活用した変更案では、曲線のために発生している自動車騒音が解消されないため、現計画のままとしてほしいとの意見でございました。要旨1の見解といたしましては、今回の変更案は現道を活用しておりますが、滑らかな線形としているため、現計画に比較しても騒音の影響は少ないものと考えております。

次に、要旨2でございます。現道を活用した計画の変更により、期待していた利便性の向上と資

産価値向上が失われてしまうため、現計画のままとしてほしいとの意見でございました。要旨2の見解といたしましては、変更案は効率的な整備の推進の観点から、現道を活用した線形としており、検討に当たりましては道路構造の基準を踏まえ、安全性や利便性などに配慮した線形としております。このため、変更案は適正と考えております。

次に、要旨3でございますが、現道と同等の整備内容であれば、土手（霞堤）も既に歩道として活用されているため、現状維持が望ましく、整備の必要はないとの意見でございました。要旨3の見解といたしましては、両側歩道が整備されている区間や歩道機能を有する区間がある一方で、歩道がなく、幅員が不十分な区間もございます。このため、現道を活用した計画においても現在の計画と同様の幅員による整備が必要と考えております。

要旨4といたしましては、利害関係の土地に計画線がかからないような変更案としてほしいとの意見でございました。要旨4の見解といたしましては、先ほど御説明しました見解2と同様の内容となっております。

なお、笠幡小仙波線に対する意見書のうち都市計画道路の変更に関わらないと思われる御意見につきましては、御覧のとおりでございます。

次に、川越上尾線に対する意見でございます。要旨6といたしましては、都市計画道路があることを承知した上で現在の道路状況に合わせて住居を構えている。計画変更により土地の面積減少などの影響が出るので、都市計画の変更に反対しますとの意見でございました。要旨6の見解といたしましては、変更案につきましては効率的な道路整備の推進の観点から、現道を活用した線形としており、検討に当たりましては道路構造の基準を踏まえ、安全性や利便性などに配慮した線形としております。このため、変更案は適正と考えております。

なお、川越上尾線に対する意見書のうち都市計画道路の変更にかかわらないと思われる御意見につきましては、御覧のとおりでございます。

以上が議第5209号「川越都市計画道路の変更」に関する意見書の要旨と県の見解でございます。

また、川越市に対して意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5209号について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、御異議ないということで、本案は原案のとおりと決定させていただきます。

続きまして、議第5210号「春日部都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事からの説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5210号「春日部都市計画道路の変更について」御説明いたします。

議案書は37ページから45ページでございます。前方のスクリーンを御覧ください。春日部都市計画区域は、春日部市の全域から成り、県の東部、都心からおおむね35kmに位置しております。今回変更いたします3・3・2号国道16号バイパスは、さいたま都市計画道路3・4・138号上野長宮線との交差点を起点とし、春日部市大字西金野井に至る延長約1万1,540m、代表幅員26mの都市計画道路であり、国道16号と重複しております。このたび上野長宮線のうち春日部市区間を県が整備するに当たり、国道16号の交差点に変更が生じたものでございます。

具体的な変更内容について交差点を拡大して御説明いたします。当該交差点は、春日部市とさいたま市岩槻区の市境に位置しており、今回変更いたします国道16号バイパスのほか、2つのさいたま都市計画道路で構成されております。上野長宮線の整備に伴い、国道16号との交差点について、国道16号本線の交通を円滑にするため、右折車線を設けることといたしました。つきましては、都市計画道路の区域を変更するものでございます。

1点目は、右折車線の設置による一部区間の拡幅であり、両側を拡幅いたします。

2点目は、起点の位置の変更による延長の変更であり、交通安全の観点から交差点をコンパクトに見直した結果によるものでございます。

これらにより追加が必要になった区域をオレンジで示しております。

なお、さいたま都市計画道路東大宮バイパス線及び上野長宮線につきましても、今回の変更に合わせてさいたま市が都市計画を変更し、区域の追加、削除を行っております。

以上、御説明いたしました春日部都市計画道路の変更につきまして都市計画法の規定に基づき2週間案を縦覧に供しましたところ、1通1名より意見書の提出がございました。意見書の要旨と県の見解は資料2に、意見書の写しは参考資料2にまとめてございますので、前方のスクリーンと併せて御覧ください。

今回提出された意見につきましては、利害関係に関する意見が1つでございます。要旨といたしましては、拡幅自体に反対ではないが、敷地後退と建物改築工事を求められることに一切協力できないため、計画を見直してほしいとの意見でございました。県の見解といたしましては、この変更案については道路構造令に基づき当該道路の交通量、走行性、安全性等を勘案し、作成しております。このうち拡幅については道路の中心線から両側に均等としております。このことから、変更は適正と考えております。

以上が議第5210号「春日部都市計画道路の変更」に関する意見書の要旨と県の見解でございます。

また、春日部市及びさいたま市に対して意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただ

いております。

以上で説明を終わりにさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5210号につきまして採決をいたします。

原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、御異議ないということなので、原案のとおりと決定させていただきます。

続きまして、議第5211号「川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道の変更について」を議題に供します。

幹事からの説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5211号「川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道の変更について」御説明いたします。

議案書は47ページから55ページでございます。前方のスクリーンを御覧いただきたいと思います。議案名で示した5つの都市計画下水道は、川口市、さいたま市、上尾市、蕨市及び戸田市の5市から成る荒川左岸南部流域下水道の区域で、県の南東部、都心からおおむね10kmから40kmに位置しております。都市計画下水道として定める内容は、整備する下水管渠を定めるものでございます。本都市計画下水道は、複数の市にまたがっている流域下水道に関する計画であることから、県が定めるものでございます。なお、青の破線については、中川流域下水道の区域境となっており、その東側は別の流域の都市計画下水道となります。

今回の変更は、埼玉県荒川左岸南部流域下水道総合地震対策計画に位置づけられている鴨川中継ポンプ場下流圧送区間に下水道管渠を追加し、二条化するものでございます。これは、大規模地震における流下能力を確実に確保するためのもので、関係する土地の区域はさいたま市の区域でございます。

今回の二条化により追加する幹線管渠は、赤でお示しした鴨川幹線で、内径1,200から1,500mm、延長約1,010mの管渠でございます。この地点は、1級河川鴨川の左岸側で、国道17号新大宮バイパスの上り東京方面に位置しております。

次に、赤い両矢印で示しました箇所断面図を示します。こちらは、国道17号新大宮バイパスの東京方面を向いた断面図となっております。既決定幹線管渠は、国道17号新大宮バイパス東京方面の歩道下に整備されております。今回の二条化により追加される幹線管渠につきましては、東京方面の車道の下に推進工法により整備する計画となっております。

その他地名の変更に伴い、鴨川幹線、南部幹線、南部第一準幹線の3幹線で下水道管渠の起点表記を変更するものでございます。

以上、御説明いたしました下水道の変更について都市計画法の規定に基づき2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、関係する都市計画区域の5市に対して意見を照会したところ、いずれの市からも賛成との回答をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5211号につきまして採決をいたします。

原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） 御異議ないということなので、原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議第5212号「川口都市計画都市再開発の方針の変更について」を議題に供します。

幹事からの説明をお願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の川辺でございます。議第5212号「川口都市計画都市再開発の方針の変更について」御説明申し上げます。

議案書につきましては57ページから89ページを御覧ください。また、参考に新旧対照表、参考資料3をお配りしております。恐れ入りますが、着席にて御説明申し上げます。

議案の説明に入る前に、今回御審議いただく都市再開発方針について御説明させていただきます。前方のスクリーンを御覧ください。都市再開発の方針でございますが、市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に位置づけたマスタープランで、県が決定するものでございます。都市再開発の方針における再開発とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業などの面的整備事業、都市施設整備などの個別事業に加え、地区計画等の規制誘導手法を活用したまちづくりを含むものでございます。本方針は、「まちづくり埼玉プラン」や「都市計画区域の整備、開発、保全の方針」などとともに、土地利用、都市計画道路など、個別の都市計画の上位に位置づけられております。

御審議いただく川口都市計画都市再開発方針におきましては、1、都市再開発の方針、2、計画的に再開発が必要な市街地、3、再開発を促進すべき地区の整備または開発の方針を定めております。

1、都市再開発の方針では、既成市街地や新市街地の開発の基本方針などを定めております。

2、計画的に再開発が必要な市街地では、各地区の再開発の目標や整備の方針などを定めております。

3、再開発を促進すべき地区の整備または開発の方針では、特に再開発を促進すべき地区の土地

利用計画や道路、公園等の整備などを定めております。

それでは、主な変更点につきまして御説明申し上げます。今回の変更は、都市再開発方針に関する諸計画等に改定が行われていることから、それに合わせ内容の整合を図るものでございます。関連計画には川口市総合計画、川口市都市計画基本方針、川口市景観計画等の川口市が策定しましたまちづくりの基本となる計画などがございます。これらの計画と整合を図るよう表現等の修正を行っております。また、事業の進捗等を反映させ、計画等の時点修正を行うものでございます。具体的には、川口駅東口駅前広場などにおきまして完了した事業や目標に達した内容などがございまして、これらを削除しております。一方で、川口栄町3丁目銀座地区の再開発事業など、事業が進展した内容などにつきまして新たに表記しております。そのほか、一部表記の誤りについて今回の変更で修正しております。

次に、指定の地区につきまして御説明申し上げます。計画的に再開発が必要な市街地として、川口駅、西川口駅周辺地区など5地区、面積約1,108haを定めております。特に再開発を促進すべき地区として、川口駅東口地区など11地区、面積約511haを定めております。詳細な区域につきましては、議案書の78ページから89ページを御覧ください。これらの区域につきましては、基本的に変更はございません。

御説明申し上げました議案につきましては、都市計画法に基づき2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、川口市に対しまして意見を照会したところ、賛成との回答をいただいております。

御説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見ございましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、議第5212号につきまして採決をいたします。

原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） では、御異議ないということなので、原案のとおり決定とさせていただきます。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

それでは、傍聴の方につきましては、事務局の指示に従って御退席をお願いいたします。

〔傍聴者退場〕

○議長（久保田） それでは、ここで議長の任を解かせていただきまして、事務局にお返しいたします。

○事務局 久保田会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては御審議賜りまして、まことにありがとうございました。

それでは、これもちまして第235回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。
本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後2時42分 閉 会